

南綾瀬フットボールクラブ規約

第一条 名称

本団体は「南綾瀬フットボールクラブ」(略称 南綾瀬FC 以下当団体と言う)と称する。

第二条 目的

1. 人間相互の関わりを通して、社会の中で力強く生き抜く力を育てる。
2. サッカーの特性を通じて、スポーツを愛好する心情を育てる。また、この目的に鑑み、
 - ① サッカーの練習及び、各種団体の主催するサッカー大会に参加する。
 - ② 団体の親睦を深めるため、種々のレクリエーション活動を実施する。

第三条 事務所

当団体の事務所は、代表の指定した場所に置く。

第四条 組織

当団体は、指導者、役員、団員、保護者をもって構成する。

団員の資格は別に定める。

第五条 保護者、役員構成と団の運営

1. 当団体は、指導者と団員の保護者の参加をもって次の役員を置く。

代表	事務局
理事	副代表
監督	総務
コーチ	学年代表
	会計監査

2. 役員の任期は原則として1年とするが、再任を妨げない。
3. 当団体の活動は、総会、理事会、定例会(役員会議、コーチ会議、保護者会)をもって運営していくものとする。
 - ・役員会議、コーチ会議、保護者会は必要に応じて開催することを原則とする。又、代表の要請によって開くことができる。

第六条 細則

1. 団員の資格

- ・サッカーを愛好する小学生ならだれでも団員になることができる。
- ・準団員として園児の入団もできるものとする。
- ・団員の募集は毎年4月に行うが、入団は随時できるものとする。
- ・入団の際に、事務局に入部申込書を提出しなければならない。
- ・退団の際は、その旨を書面をもって事務局に連絡しなければならない。

2. 会費

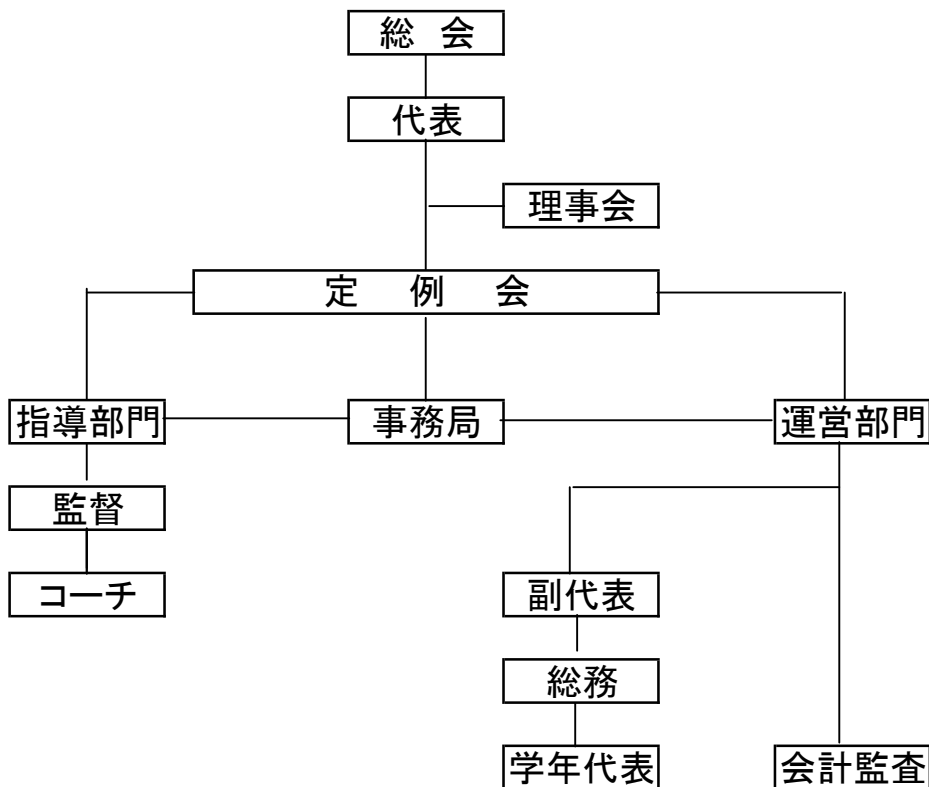
- ・団員は会費として、月2,000円、原則として3カ月毎に6,000円、年24,000円を納入する。
- ・準団員は、年間3,000円(学期ごと1,000円)とする。
入団時に一括して納入する。
- ・納入した会費は、返却しない。
- ・ユニフォームはレンタルとし、正ユニフォーム3,000円、副ユニフォーム3,000円納入する。
- ・その他ソックス・アンダーシャツ等、別途実費とする。

3. その他

- ・団員は全員スポーツ傷害保険に加入しなければならない。
- ・自転車の使用については、保護者、コーチが十分に注意を促すこととする。
- ・練習中、試合中及び練習場及び試合場までの往復の際の事故については、監督、コーチ、役員、保護者で話し合い処置するものとする。
- ・試合に欠席する時や遅刻する場合は、保護者が担当コーチ、学年代表に連絡しなければならない。
- ・当規約は役員会議の承認があれば、改正できるものとする。

昭和63年5月制定
 平成元年4月一部改定
 平成3年5月一部改定
 平成5年5月一部改定
 平成6年4月一部改定
 平成7年4月一部改定
 平成12年4月一部改定
 平成17年1月一部改定
 平成18年4月一部改定
 平成23年4月一部改定
 平成26年4月一部改定
 令和2年4月一部改定

組 織 図



役割分担

- 代 表 : チーム、母集団の総括、行事企画運営の総括
- 監 督 : チームの監督、指導、コーチとの調整、選手の技術指導、教育
- コ ー チ : 監督の支援、選手の技術指導、教育
- 事 務 局 : 団員の受付窓口、団体の運営調整、広報、渉外、HP管理
- 副 代 表 : チームの活動、行事に関する会長への支援、監督、コーチへの支援
- 総 務 : 会費徴収、収支管理、保険加入手続き、ユニフォーム・備品などの管理
- 会計監査 : 会計の収支を監査する
- 学年代表 : 引率者当番割当、車手配、医薬品管理、会場運営、監督、コーチへの支援
- 理 事 : 理事会においてチームの運営、活動方針を協議する
- 会 長 : チームへの支援、アドバイス
- 総監督 : 指導部門への支援、アドバイス